

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月14日
【四半期会計期間】	第23期第1四半期（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）
【会社名】	株式会社 シーズメン
【英訳名】	C's M E N C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 椋島 正司
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号
【電話番号】	(03) 5623 - 3781
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 青木 雅夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号
【電話番号】	(03) 5623 - 3781
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 青木 雅夫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第1四半期 累計(会計)期間	第23期 第1四半期 累計(会計)期間	第22期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 5月31日	自平成23年 3月1日 至平成23年 5月31日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高(千円)	1,729,449	1,701,105	6,936,536
経常利益又は経常損失() (千円)	20,116	34,719	53,752
当期純利益又は四半期純損失 ()(千円)	12,884	99,474	13,492
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	245,000	245,000	245,000
発行済株式総数(株)	9,750	9,750	9,750
純資産額(千円)	2,133,585	2,052,591	2,159,121
総資産額(千円)	4,237,123	4,053,933	3,827,226
1株当たり純資産額(円)	270,210.88	259,953.39	273,444.97
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり四半期純損失金額() (円)	1,631.80	12,598.05	1,708.76
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	1,000
自己資本比率(%)	50.4	50.6	56.4
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	99,267	102,960	22,254
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	58,911	10,490	111,708
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	209,336	152,520	240,304
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,124,345	957,217	1,223,188
従業員数(人)	155	157	150

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関係会社が存在していないため記載しておりません。

4. 第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第22期第1四半期累計(会計)期間及び第23期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当社は関係会社を所有していないため、該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(人)	157 (212)
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイトを含みます。)は、当第1四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

商品別仕入高は次のとおりであります。

〔商品別仕入高〕

商品別	当第1四半期会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
	金額(千円)	前四半 期比 (%)
シャツ	85,745	109.1
ニット(セーター・トレーナー類)	415,758	100.7
ボトムス	163,194	78.9
ブルゾン	176,516	124.5
小物・雑貨	103,056	113.9
その他	133,524	163.9
合計	1,077,794	106.5

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

商品別及び地区別の売上高は次のとおりであります。

〔商品別売上高〕

商品別	当第1四半期会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
	金額(千円)	前四半 期比 (%)
シャツ	122,607	97.6
ニット(セーター・トレーナー類)	671,221	94.6
ボトムス	256,702	88.1
ブルゾン	322,847	106.5
小物・雑貨	162,399	90.3
その他	165,326	137.5
合計	1,701,105	98.4

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

〔地区別売上高〕

地区別	当第1四半期会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
	金額(千円)	前四半 期比 (%)
北海道	27,487	47.0
関東	679,798	91.1
中部	290,004	99.5
近畿	500,997	117.9
中国・四国	60,086	135.4
九州	142,731	87.1
合計	1,701,105	98.4

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、アジアを中心とする新興国の経済成長に伴う輸出増などの要因から緩やかな回復基調が継続すると思われましたが、3月11日に発生いたしました東日本大震災により、経済活動は打撃を受け、国内景気の先行きは不透明な状況となりました。

小売業界におきましても、消費者の生活防衛意識の定着や、震災による自粛ムードが影響し、全国的に消費抑制行動が見られるなど、経営環境は厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社は、販売面におきましては、「METHOD事業の強化」と「流儀圧搾事業の拡大」を方針として、売上高の向上に取り組んでまいりました。

「METHOD」につきましては、既存店の強化を図ることをテーマとして、リーダー層のマネジメント能力の向上を図るとともに、品揃えにおいて、和柄商品・ナショナルブランド商品の強化による商品構成の見直しに取り組み、また、改装による挺入れを3店舗において実施いたしました。その結果、「METHOD」の当第1四半期会計期間の売上高前年比は、不採算店舗撤退による店舗数減の影響もあり、93.2%となりましたが、既存店売上高前年比については102.4%と前年を上回りました。

「流儀圧搾」につきましては、客層の拡大による客数増を図るとともに、「和の文化とファッションを提案するショップ」を目指して、ブランドイメージを強く打ち出した商品を全店展開することにより、ブランドの確立に努め、また、新店6店舗を出店し、積極的な店舗戦略による売上拡大に取り組んでまいりました。その結果、「流儀圧搾」の当第1四半期会計期間の売上高前年比は124.1%、既存店売上高前年比は104.1%となりました。また、全社の売上高前年比98.4%、既存店売上高前年比は102.7%となりました。

商品面におきましては、荒利率の改善をテーマとして、プロパー販売の強化に取り組んでまいりました。先行発注のコントロール強化により適時適量な商品発注を徹底するとともに、販売価格の検討をより精緻化し、価格設定の精度向上を図り、また、販売部との連動による強化品・ブランド品の販売強化に努めてまいりました。その結果、当第1四半期会計期間の売上総利益率は49.5%となり、前年を0.6ポイント上回りました。

店舗戦略につきましては既存優良物件を中心とした出店を方針として、当第1四半期会計期間において「流儀圧搾」6店舗を出店、当第1四半期会計期間の店舗数は「METHOD」42店舗、「流儀圧搾」23店舗、「METHOD COMFORT」2店舗、「AGIT POINT」1店舗の合計68店舗となりました。

コスト面につきましては、全社的に聖域なきコスト削減に努め、当第1四半期会計期間における売上高販管費比率は47.1%となり、前年より2.5ポイントの改善となりました。

以上の結果、当第1四半期会計期間における売上高は17億1百万円（前年同期比1.6%減）、営業利益は40百万円（前年同期比52百万円増）、経常利益は34百万円（前年同期比54百万円増）、資産除去債務会計基準の適用に伴う特別損失1億9百万円を計上したことにより、四半期純損失は99百万円（前年同期比86百万円損失増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末の資産は、前事業年度末と比較して2億26百万円の増加となりました。これは主に商品の増加2億18百万円等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債は、前事業年度末と比較して3億33百万円の増加となりました。これは主に買掛金の増加2億36百万円、資産除去債務の増加1億66百万円、借入金の減少1億38百万円等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末と比較して1億6百万円の減少となりました。これは主に利益剰余金の減少1億7百万円等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、営業活動により1億2百万円減少、投資活動により10百万円減少、財務活動により1億52百万円減少し、当第1四半期会計期間末における残高は9億57百万円となり、前事業年度末と比較して2億65百万円の減少となりました。

また、当第1四半期会計期間におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、減少した資金は1億2百万円(前年同期比3百万円減少)となりました。

これは主に、税引前四半期純損失80百万円に加え、資産除去債務会計基準適用に伴う特別損失及び償却費の合計1億45百万円を加え、仕入債務を主とする流動負債の増加2億20百万円による資金の増加、売上債権の増加1億72百万円による資金の減少及びたな卸資産の増加2億18百万円による資金の減少等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は10百万円(前年同期比69百万円減少)となりました。

これは主に、敷金及び保証金の差入による支出18百万円、敷金及び保証金の回収による収入12百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は1億52百万円(前年同期比56百万円増加)となりました。

これは主に、借入金の返済による支出1億38百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備の新設

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは次のとおりであります。

事業所名	所在地	取得金額(千円)	完成年月	増加売場面積 (㎡)
フジグラン松山店 (流儀圧搾)	愛媛県松山市	5,524	平成23年3月	121.75
ららぽーと甲子園店 (流儀圧搾)	兵庫県西宮市	15,785	平成23年3月	93.04
アリオ蘇我店 (流儀圧搾)	千葉県千葉市中央区	11,740	平成23年4月	75.52
あべのキューズタウン店 (流儀圧搾)	大阪府大阪市阿倍野区	16,650	平成23年4月	93.06
レイクタウンアウトレット店 (流儀圧搾)	埼玉県越谷市	9,434	平成23年4月	115.16
くずはモール店 (流儀圧搾)	大阪府枚方市	12,343	平成23年4月	109.10
合計		71,480		607.63

(注) 1. 取得金額には、敷金及び保証金を含んでおります。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

重要な設備の改修

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の改修について完了したものは次のとおりであります。

事業所名	所在地	取得金額(千円)	完成年月	増加売場面積 (㎡)
池袋アルパ店 (METHOD)	東京都豊島区	31,312	平成23年3月	84.76
姫路大津店 (METHOD)	兵庫県姫路市	9,773	平成23年3月	
伏見MOMO店 (METHOD)	京都府京都市伏見区	13,125	平成23年5月	225.46
合計		54,211		140.70

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,000
計	39,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年7月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,750	9,750	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	9,750	9,750	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年5月21日定時株主総会決議（第1回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	239
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	717(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	119,567(注)2
新株予約権の行使期間	自平成16年11月12日 至平成24年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 119,567 資本組入額 59,784
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、3株であります。

(平成18年9月12日付をもって1株を3株に分割したため)

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合にはこの限りでない。

株式公開後6ヶ月を経過するまでは、権利行使できない。

株式公開後6ヶ月を経過後1年経過するまでは、付与された権利の50%までは行使可能。

当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成15年5月28日定時株主総会決議（第2回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000(注)2
新株予約権の行使期間	自平成17年5月29日 至平成25年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、3株であります。

(平成18年9月12日付をもって1株を3株に分割したため)

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、新株予約権の消却事由が発生していない事を条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行行使する事はできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1円未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。

当社と新株予約権者との間で、別途「新株予約権割当契約」を締結した場合は、その契約に定めるところに従って新株予約権を行行使しなければならない。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年3月1日～ 平成23年5月31日	-	9,750	-	245,000	-	145,000

(6) 【大株主の状況】
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しており
ません。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,854	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,896	7,896	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	9,750	-	-
総株主の議決権	-	7,896	-

【自己株式等】

平成23年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社シーズメン	東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号	1,854	-	1,854	19.01
計	-	1,854	-	1,854	19.01

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年3月	4月	5月
最高(円)	60,000	48,900	54,000
最低(円)	40,900	41,900	47,600

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、当第1四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期財務諸表については、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

また、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第22期事業年度 有限責任監査法人トーマツ

第23期第1四半期会計期間及び当第1四半期累計期間 新日本有限責任監査法人

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	957,217	1,223,188
売掛金	403,771	231,738
商品	914,941	696,148
繰延税金資産	38,254	47,110
その他	73,742	77,818
貸倒引当金	2,360	2,346
流動資産合計	2,385,567	2,273,657
固定資産		
有形固定資産		
建物	934,196	736,850
減価償却累計額	565,645	463,915
建物(純額)	368,550	272,935
工具、器具及び備品	160,830	137,165
減価償却累計額	116,347	113,766
工具、器具及び備品(純額)	44,483	23,398
建設仮勘定	-	3,380
有形固定資産合計	413,034	299,714
無形固定資産		
ソフトウェア	13,070	13,279
リース資産	108,450	115,680
その他	3,150	3,150
無形固定資産合計	124,671	132,110
投資その他の資産		
投資有価証券	38,754	37,336
長期貸付金	75,132	75,725
長期前払費用	20,756	20,944
繰延税金資産	148,525	156,308
敷金及び保証金	922,624	907,154
貸倒引当金	75,132	75,725
投資その他の資産合計	1,130,660	1,121,744
固定資産合計	1,668,366	1,553,569
資産合計	4,053,933	3,827,226

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	102,443	147,030
買掛金	378,407	142,364
短期借入金	249,997	299,998
1年内返済予定の長期借入金	228,963	276,464
リース債務	30,007	29,789
未払費用	186,384	158,131
未払法人税等	6,360	18,621
賞与引当金	50,300	33,070
その他	112,876	24,458
流動負債合計	1,345,739	1,129,928
固定負債		
長期借入金	378,566	419,788
役員退職慰労引当金	31,565	31,565
リース債務	79,240	86,823
資産除去債務	166,230	-
固定負債合計	655,602	538,176
負債合計	2,001,341	1,668,105
純資産の部		
株主資本		
資本金	245,000	245,000
資本剰余金	415,193	415,193
利益剰余金	1,543,857	1,651,228
自己株式	150,446	150,446
株主資本合計	2,053,604	2,160,974
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,012	1,852
評価・換算差額等合計	1,012	1,852
純資産合計	2,052,591	2,159,121
負債純資産合計	4,053,933	3,827,226

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
売上高	1,729,449	1,701,105
売上原価	883,363	859,001
売上総利益	846,085	842,104
販売費及び一般管理費	858,499	802,013
営業利益又は営業損失()	12,414	40,090
営業外収益		
受取利息	-	473
雑収入	194	339
営業外収益合計	194	812
営業外費用		
支払利息	7,896	6,184
営業外費用合計	7,896	6,184
経常利益又は経常損失()	20,116	34,719
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	578
償却債権取立益	300	-
店舗閉鎖損失戻入額	3,258	-
特別利益合計	3,558	578
特別損失		
固定資産除却損	1,866	5,695
店舗閉鎖損失	129	598
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	109,117
特別損失合計	1,995	115,411
税引前四半期純損失()	18,553	80,112
法人税、住民税及び事業税	3,345	3,300
法人税等調整額	9,014	16,061
法人税等合計	5,669	19,361
四半期純損失()	12,884	99,474

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	18,553	80,112
減価償却費	23,293	25,413
無形固定資産償却費	8,254	8,473
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	109,117
長期前払費用償却額	2,238	2,357
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	578
賞与引当金の増減額(は減少)	19,087	17,230
ポイント引当金の増減額(は減少)	2,365	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1,850	-
受取利息及び受取配当金	-	473
支払利息	7,896	6,184
固定資産除却損	1,866	5,695
売上債権の増減額(は増加)	109,263	172,033
たな卸資産の増減額(は増加)	128,837	218,792
その他の資産の増減額(は増加)	3,250	5,003
仕入債務の増減額(は減少)	124,025	191,456
その他の負債の増減額(は減少)	21,699	28,706
未払消費税等の増減額(は減少)	3,214	2,207
小計	84,217	84,567
利息及び配当金の受取額	-	473
利息の支払額	7,896	6,184
法人税等の支払額	7,153	12,682
営業活動によるキャッシュ・フロー	99,267	102,960
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	44,315	895
無形固定資産の取得による支出	960	1,035
敷金及び保証金の回収による収入	113,593	12,013
敷金及び保証金の差入による支出	5,703	18,404
長期前払費用の取得による支出	3,702	2,169
投資活動によるキャッシュ・フロー	58,911	10,490
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000	50,001
長期借入金の返済による支出	105,340	88,723
リース債務の返済による支出	3,867	7,366
配当金の支払額	129	6,429
財務活動によるキャッシュ・フロー	209,336	152,520
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	249,693	265,971
現金及び現金同等物の期首残高	1,374,039	1,223,188
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,124,345	957,217

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ3,746千円減少し、税引前四半期純損失が112,863千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は166,230千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1. たな卸資産の評価方法	<p>当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p>
2. 繰延税金資産及び負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前事業年度末以降に経営環境等、かつ一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前事業年度末において使用した将来の業績予想及びタックス・プランニングを利用する方法、あるいは繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前事業年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合に、前事業年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 276,466千円	給与手当 265,402千円
賞与引当金繰入額 14,880千円	賞与引当金繰入額 17,230千円
退職給付費用 6,721千円	退職給付費用 6,586千円
法定福利費 35,026千円	法定福利費 34,156千円
広告宣伝費 31,933千円	広告宣伝費 31,660千円
店舗家賃等 306,124千円	店舗家賃等 276,414千円
減価償却費 23,293千円	減価償却費 25,413千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年5月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年5月31日現在)
現金及び預金勘定 1,124,345千円	現金及び預金勘定 957,217千円
現金及び現金同等物 1,124,345千円	現金及び現金同等物 957,217千円
	2 重要な非資金取引の内容 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第1四半期会計期間末において、有形固定資産が53,366千円、資産除去債務が166,230千円増加しております。

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年5月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 9,750株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 1,854株
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月27日 定時株主総会	普通株式	7,896	1,000	平成23年2月28日	平成23年5月30日	利益剰余金

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成23年5月27日開催の定時株主総会決議に基づき、平成23年5月27日をもって下記のとおり、剰余金の処分を行いました。

(剰余金の処分に関する事項)

- 減少する剰余金の項目及びその額
別途積立金 200,000,000円
- 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 200,000,000円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、衣料品小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年5月31日)	前事業年度末 (平成23年2月28日)
1株当たり純資産額 259,953.39円	1株当たり純資産額 273,444.97円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり四半期純損失金額 1,631.80円	1株当たり四半期純損失金額 12,598.05円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失() (千円)	12,884	99,474
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失() (千円)	12,884	99,474
期中平均株式数(株)	7,896	7,896
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月9日

株式会社シーズメン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーズメンの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第22期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーズメンの平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月14日

株式会社シーズメン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢治 博之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 昌美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーズメンの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第23期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーズメンの平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。